

日本金融ジェロントロジー協会 法人特別会員ワーキング・グループ報告書  
「認知判断能力が低下・喪失した顧客の金融商品売却依頼に対する対応の在り方」の概要(2020/12/23)

I. 認知判断能力を喪失した顧客の親族等からの金融商品売却依頼への対応

【現状と課題認識】

- ◇ 本人が認知判断能力を喪失した場合、本人は自らの金融商品の売却の意思表示ができない。
- ◇ 本人の医療費・施設入居費等は確実に発生するが、成年後見制度が十分に利用されておらず、親族等が費用負担している例も見受けられる。
- ◇ このように本人の介護が親族等に人的・金銭的に負担となっている状況の下、金融機関等として、成年後見制度の利用を促すという対応のみで、高齢顧客の支援を十分果たしていると言えるか。

【考えられる対応】

- ◇ 親族等からの金融商品の売却依頼が「本人のための費用」を支払うためであること等が確認できれば、売却依頼に応じて良いのではないかと。但し、親族等による不正防止の観点から、以下の対応を行う。
  - 本人の医療・介護関連費用、あるいは生活費の支払いのための売却に限定する。
  - 売却金額の大きさや、親族等の本人との関係など、リスクの大きさに応じて、複数の親族等からの売却依頼を求める。
  - 銀行については、金融商品の売却金額が入金された預金口座から、医療機関等の費用請求者への直接払いとする。
  - 「本人のための費用」の支払いであることを確認するため、法務・コンプライアンス部署等がリーガル・チェック等を行う。

II. 認知判断能力が低下する前に、親族等を任意代理人として登録する制度

- ◇ 将来の認知判断能力の低下・喪失に備え、金融資産を介護費用等に柔軟に活用したい顧客のために、金融商品の売却に関して、事前に任意代理人を登録する制度について考え方を整理。

【考えられる対応】

- 本人の認知判断能力が低下・喪失した後は任意代理人を監督する者がいないことや任意代理人による権限濫用のリスク等について説明したうえで、任意代理人を登録してもらう。
- 金融機関等としても、任意代理人による不正防止の観点から、一定金額以上の売却、一定回数以上の売却の場合には、任意代理人に対して、資金用途を確認し、場合によっては、資金用途に関するエビデンスを求める。

⇒急速に高齢化が進展していく社会において、既存の法制度だけでは対処しきれない高齢顧客の様々な課題やニーズが生じてきており、金融機関等は、顧客本位の業務運営の下、その課題に主体的に取り組んでいることが求められている。上記対応が、本人の日常生活支援の一助となり、介護に携わる親族等の負担が軽減することに期待。